

## 社会保険情報

### 報酬支払い日に含むか？ 遅刻や早退の取扱い

**健保**


正社員の定時決定において、報酬支払基礎日数が17日未満の月は、その月を除外するといいますが、遅刻・早退などで丸1日勤務しなかった日はどのように扱うのでしょうか。



#### A 欠勤日数のみ控除

健保の被保険者が実際に受ける報酬と、既に決められている標準報酬月額とが、大きくかけ離れないよう、毎年1回事業所に使用される被保険者の報酬月額を届け出て、被保険者の標準報酬月額を決定します（健保法41条）。

報酬は、毎年4～6月に実際に支払われた報酬が対象になります。その際に、その月の報酬を計算する基礎となった日数（報酬支払基礎日数）に17日（社会保険適用拡大の対象者は11日）未満の月がある場合は、その月を除外して計算します（健保法41条）。

月給制の場合、欠勤日数分に応じて報酬が差し引かれる場合には、就業規則等の欠勤控除の規定に基づいて、欠勤日数を差し引いた日数を支払基礎日数とします。遅刻や早退などの理由で2～3時間しか勤務せず、不就労時間分の報酬が支払われない日も、報酬支払基礎日数となります。歴日数やその月の所定労働日数ではなく、事業所が定めた日数から控除することになります。

### 入社月に障害年金？ 保険料自体は翌月末

**厚年**


入社時の研修で大ケガをして企業の責任が問われたという裁判があったと思います。障害年金ですが、翌月末に納付する保険料との関係はどのように考えれば良いのでしょうか。



#### A 国民年金の納付で判断

障害厚生年金は、厚生年金の被保険者である間に初診日のあるケガが対象になります。厚生年金の被保険者期間は、資格を取得した月から喪失した月の前月までです（厚年法19条）。

初診日の前日に保険料納付要件を満たすことが必要です。要件とされているのは、国民年金の被保険者期間の有無です（法47条）。

初診日が令和8年4月1日までは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間が無いこと、かつ65歳未満であることが条件です（昭60法附則64条）。

大卒新入社員であれば学生納付特例による免除でも問題はありません。

一方、転職時は再就職までの間、国民年金の手続を疎かにしてしまうケースもあり得ます。こちらは、もう一つの保険料納付要件である初診日の属する月の前々月までに、保険料の納付済期間と免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上という要件を満たす必要があります。

